

首都圏中央連絡自動車道 松尾工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	訂正版 特記仕様書25-28-3 補正対象項目及び補正方法(2)標準単価の補正(ページ67)	左記、特記仕様書25-28-3-(2)標準単価の補正において、「市場単価の補正は行わないものとする」と明記ありますが、これは変更ないでしょうか。	特記仕様書25-28-3(2)に示すとおりです。
2	土木積算基準	土木工事積算基準は令和4年7月1日改定版を適用と考えてよろしいでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。